

様式第一 (第三条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

計画通知は別の様式を使用してください
計画通知は、提出日のほかに、通知者による文書番号と施行日の記入が必要です。

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

愛知県知事 殿

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地 愛知県〇〇市〇〇町1-2

提出者の氏名又は名称 株式会社〇〇

代表者の氏名 代表取締役

愛知 太郎

設計者氏名

愛知 一郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入してください

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 カバシカイシャ〇〇 ダイョウリシマリヤク アイ タロウ
 【ロ. 氏名】 株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎
 【ハ. 郵便番号】 000-0000
 【ニ. 住所】 愛知県〇〇市〇〇町1-2
 【ホ. 電話番号】 000-000-0000

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 愛知 一郎
 【ロ. 勤務先】 株式会社 〇〇建築士事務所
 【ハ. 郵便番号】 000-0000
 【ニ. 住所】 愛知県〇〇市〇〇町2-2
 【ホ. 電話番号】 000-000-0000

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ロ. 氏名】 愛知 一郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第 12345 号
 株式会社 〇〇建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】 000-0000
 【ホ. 所在地】 愛知県〇〇市〇〇町2-2
 【ヘ. 電話番号】 012-345-6789
 【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

設計者は、建築物の構造及び規模に応じた建築士としてください
 作成した設計図書に、設計者の記名が必要です

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

申請をした(する予定の)所管行政庁(市、県)、指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください
 所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です
 事前審査中は「未申請」となります

【4. 確認の申請】

申請済 (愛知県 (名古屋市))
未申請 ()

【5. 備考】

愛知ビル新築工事

第二面【5. 備考】欄に、工事名称の記入をお願いします

(記入例)

確認申請書第三面・第四面の記載内容と
整合するように記入してください

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】	愛知県〇〇市〇〇町1-2
【2. 敷地面積】	1,521.36 m ²
【3. 建築面積】	1,180.57 m ²
【4. 延べ面積】	9,985.94 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 10 階 (地下) 2 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造
【9. 該当する地域の区分】	6 地域
【10. 工事着手予定年月日】	2025 年 9 月 1 日
【11. 工事完了予定年月日】	2027 年 4 月 1 日
【12. 備考】	

第三面【4】【5】【7】【8】は、省エネ適判対象を判断するため、省エネ適判を行う棟(新築、増築又は改築を行う棟)の計画についての記入をお願いします

【7.工事種別】は、確認申請書第四面工事種別と整合するように記入をお願いします

【10】【11】は、確認申請書第三面工事着手・完了予定年月日と整合するように記入をお願いします

(記入例)

確認申請書第三面・第四面と整合した記載をお願いします

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い記入してください。用途区分コードの記入をお願いします。

【1. 非住宅部分の用途】 08470 事務所

【2. 建築物の住戸の数】
建築物全体 27 戸 (増築する住戸の数 13 戸)

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】 全体	(9,985.94 m ²)	(9,985.94 m ²)	(9,484.64 m ²)
増築部分	(2,550.94 m ²)	(2,550.94 m ²)	(2,475.34 m ²)
	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²

・【2. 建築物の住戸の数】は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

・増改築の場合、増改築する住戸の数の記入を別にお願ひします。

【4. 建築物のエネルギー消費性能】は、増改築の場合、増改築部分についての記入をお願いします。

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

標準入力法

基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

モデル建物法

基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI ()

BEST
省エネ基準
対応ツール等

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

ロ. 一戸建ての住宅】

標準計算

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

仕様基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

誘導仕様
基準等

基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

標準計算

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

仕様基準

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

誘導仕様
基準等

・「床面積」は、確認申請書と整合していることを確認してください。

・「開放部分」は、床面積(当該室(部分)の床面積に対し1/20以上の常時外気に開放された開口部がある室(部分)をいいます(令第3条)。

・「共用部分」は、住宅部分の共用部分をいい、非住宅部分の共用部分は対象外です。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

一戸建ての住宅又は共同住宅等において、外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準に適合する場合、省エネ適判は不要です。

省エネ適判が必要となるのは、次のいずれかの場合になります。

- ① 仕様・計算併用法(外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法)を行う場合
- ② 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合

(第四面つづき)

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の一例は、以下のとおりです。

- ① 住戸によって適用する基準が異なる場合
(一部の住戸は標準計算、一部の住戸は仕様基準等)
- ② 新築と同様の外皮条件の増改築において、新築と同様に外皮性能を評価する場合
- ③ 誘導仕様基準を適用する場合

住宅部分の共用部分については、計算を省略できます

- ・第1号: 共用部計算あり
- ・第2号: 共用部計算なし

【ニ. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
(BEIの基準値)
- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI (0.78)
(BEIの基準値 0.8)
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- ・一次エネルギー消費量基準: 住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準: 住宅部分が省エネ基準に適合すること

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(第四面つづき)

基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

・一次エネルギー消費量基準:複合建築物全体(住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計)が省エネ基準に適合すること
・外皮基準:住宅部分が省エネ基準に適合すること

【5. 備考】

※小規模版モデル建物法を適用する場合

小規模版モデル建物法を適用

※申請部分のすべてが計算対象外である場合

申請部分のすべてが一次エネルギーの算出に含まない

※共同住宅等又は複合建築物の場合

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
増築部分合計	(2,550.94 m ²)	(2,550.94 m ²)	(2,475.34 m ²)
非住宅部分	(2,000.94 m ²)	(2,000.94 m ²)	(2,000.34 m ²)
住宅部分	(550.00 m ²)	(550.00 m ²)	(475.00 m ²)
内、住宅部分の共用部	(200.00 m ²)	(200.00 m ²)	(0.00 m ²)

第四面【5. 備考】欄に、以下の記入をお願いします。

・小規模版モデル建物法を適用する場合、その旨の記入をお願いします。

・申請部分のすべてが一次エネルギー消費量の算定対象としない部分である場合(工場で生産エリアのみの場合、スケルトン引き渡しのため設備機器を設けない場合、共同住宅等の共用部のみの場合等)、その旨の記入をお願いします。

・複合建築物の場合、省エネ適判を適用する新築・増改築する床面積について、住宅・非住宅それぞれの記入をお願いします。確認申請書第五面【7. 用途別床面積】の各階の合計値と整合していることを確認してください。

第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。

(記入例)

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	801
【2. 住戸の存する階】	8 階
【3. 専用部分の床面積】	72.6 m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等の計算結果集計プログラムの集計結果等があります。

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項 (801)

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井 (該当箇所無し)

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱
充填断熱 外張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K))

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 (1.1 (m²・K)/W)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無
【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無
【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 (2.33 W/(m²・K))

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (600 mm) 断熱補強の熱抵抗値 (0.6 (m²・K)/W)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 (入居者設置

効率 ()

【冷房】 冷房設備 (入居者設置

効率 ()

【換気】 換気設備 (ダクト式第三種換気設備 (ダクト径 100 φ)

効率 ()

【照明】 照明設備 (非居室に LED 照明設置

効率 ()

【給湯】 給湯設備 (ガス潜熱回収型給湯器

効率 (モード熱効率 82.5%

2. 備考

住宅部分に仕様基準を適用した場合のみ添付してください。
計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認する断熱性能を記載してください

開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載してください

RC造等において、構造熱橋部の断熱補強する必要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と熱抵抗値を記入してください

設置する各設備の仕様を記載してください
入居後に設置予定の設備については「入居者設置」等と記載してください